

- 1 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査
- 2 監査の対象 出資団体
一般財団法人 岐阜市みどりのまち推進財団
所管部 都市建設部
令和２年度分 必要に応じて令和３年度分
- 3 監査の着眼点 令和３年度 財政援助団体等監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和３年８月３０日～令和３年１０月１３日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(団体関係)

(１) 適正な予算執行について

一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団定款第７条第１項は、「この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。」と規定している。

この規定からすると、理事会の決議及び評議員会の承認を受けた予算を超過することが見込まれる場合は、補正として予算を追加するか流用しなければならないが、予算を超過した支出は認められないと解することができる。

しかしながら、緑化推進事業及び岐阜公園等管理事業において、予算を超過した支出が２件あったが、それらの手続が行われていなかった。

また、予算残額を組織的に随時確認できる状況ではなかった。

今後は、適正に予算を執行するとともに、組織的な予算管理に努められたい。

(2) 適正な事務執行について

ア 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団処務規程第 6 条は、理事長は、財団の定款第 30 条に定める理事会の権限を除き、財団の運営に関するすべての事項を決裁処分し、その職務の一部を財団の役職員に委任することができる旨規定し、第 7 条は、第 6 条の規定により、常務理事及び事務局長において専決できる事項を定めている。

しかしながら、専決できる事項として定められていない収入伺書について、常務理事兼事務局長が専決していた。

したがって、今後は、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団処務規程の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

イ 令和 2 年度公園管理業務及び使用料収納事務業務委託の公園管理業務及び使用料収納事務業務委託共通仕様書の 7 は、受注者は、事業完了後速やかに事業実績報告及び決算書を発注者に提出しなければならない。そして事業実績の結果、委託料に残額が生じたときは、直ちに残額を発注者に返還しなければならない旨規定している。この規定に基づき、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団は事業完了後、執行額は委託契約金額と同額であると市に提出している。

しかしながら、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団の決算書によると 300 円の残額が生じており、事業実績報告書の精算額と相違している。

したがって、今後は、適正に決算書を作成するとともに、公園管理業務及び使用料収納事務業務委託契約に基づき、適正に実績報告されたい。